

## ◇組合等登記令の改正に係る NPO ホームページの Q &amp; A の修正について

## 《設立の認証・手続き等》

## Q2-1-5

登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。【第 13 条 3 項】

## A

組登令第 2 条第 1 項の規定により、設立の認証の通知があった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。従たる事務所がある場合には、~~組登令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、設立の登記をした後 2 週間以内に登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合には、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります。~~

また、~~法第 13 条第 3 項の規定により、設立の認証があった日から 6 月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。~~

なお、令和 4 年 9 月 1 日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。

## Q2-1-6

設立の登記の後に行うべきことはありますか。【第 7 条 2 項】

## A

設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続きは終わりではありません。

まずこれに加え、登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります(法 13【2】)。

また、NPO 法人は、設立の登記をした後 2 週間以内に、~~従たる事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合は、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります(組登令 11【1】)。~~

## 《定款》

### Q2-2-6

所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証が必要な場合)の**手続と提出書類は何ですか。**【第25条4項】

#### A

所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。提出する書類は、次のとおりです(法25【4】)。

1. 定款変更認証申請書
2. 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
3. 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用(公報への掲載でも可)により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります(法25【5】)。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張(法令用語では「対抗」)することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては、3週間以内に行う必要があります(組登令3【1】、11【3】)~~。

### Q2-2-7

定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。【第25条3項】

#### A

定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出ただけでよく、所轄庁の認証は必要ありません(法25【3】)。

1. 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人(所轄庁は千葉市)が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人(所轄庁は神奈川県)が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

2. 役員の定数に関する事項
3. 資産に関する事項
4. 会計に関する事項
5. 事業年度
6. 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
7. 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項(具体的には事務所の所在地の変更)については、主たる事務所の所在地において登記の変更をしなければなりませんので、注意が必要です。

《認証 解散・合併》

Q2-6-5

2-6-5 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。【第39条】

A

組登令第8条、~~第11条第1項第2号及び第13条~~の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の所在地において2週間以内、~~従たる事務所の所在地において3週間以内~~に以下の登記を行うこととなります。

1. 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地のみで解散の登記
2. 合併後存続する法人については、主たる事務所及び従たる事務所の所在地で変更の登記  
(ただし、組登令第11条第2項各号に変更が生じない場合は主たる事務所の所在地のみ)
3. 合併により設立する法人については、主たる事務所及び従たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。